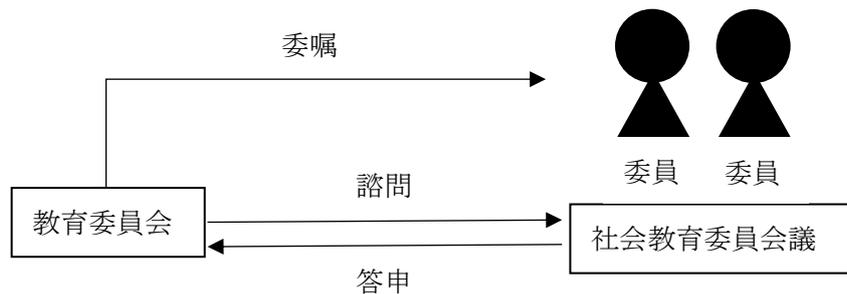


鳥取市社会教育委員、鳥取市公民館運営審議会委員、鳥取市生涯学習推進協議会委員

○鳥取市社会教育委員 <社会教育委員の手引き参照>

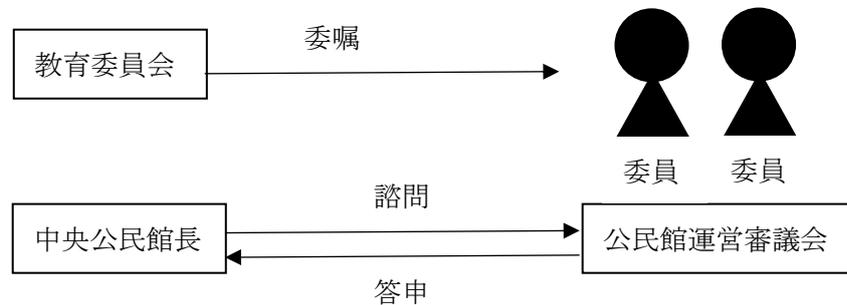
“行政と地域のパイプ(橋渡し)役”を担う非常勤の特別職公務員
教育委員会が合議制であるのに対して、社会教育委員は独任制
職務① 社会教育に関する諸計画の立案

- ② 教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べる
- ③ 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと



○鳥取市公民館運営審議会委員

館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する
中央公民館には公民館運営審議会、地区公民館には公民館運営委員会があります



○鳥取市生涯学習推進協議会委員

生涯学習推進本部長が提起した事項やその他生涯学習の推進に必要な事項を協議する

